

【質問】1

今回公表された、令和9年度からの「水田政策の見直しの方向性」の中で出された、連作障害回避の取組について聞きたい。現在、アスパラバスなど施設野菜を作付けしているが、堆肥を施用した場合、連作障害回避との取組とみなされるか。

【回答】1

- 1 堆肥の施用については、連作障害回避の取組になり得ますが、施肥量や堆肥施用時の対象面積など地域の協議会でご判断いただくこととなります。
- 2 令和9年度以降の水田政策については、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換し、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すこととしています。このため、令和9年度以降、水田機能の有無ではなく、作物に着目した支援となるため、水田機能の確認を目的とした「水張りルール」は求めないこととなります。
- 3 これを踏まえ、現行の水活が実施される令和7年度又は令和8年度についても、水稻の作付けが可能な水田において、連作障害を回避する取組（土壌改良 資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作 緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組）をしていただければ、水張りをしなくとも、交付対象となります。

【質問】2

連作障害回避の取組とは、現在の水田を活用して作付けしている（する）畑作物に対しての取組と理解して良いか。例えば麦、大豆、高収益作物等を輪作して いれば連作障害回避の取組になると考えるが、輪作についても協議会が認めれば 連作障害回避の取組になるのか。

【回答】2

国が例示しているものは、土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の 施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けとなっているが、その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると 判断するものは取組の対象となります。ただし、連作障害を回避する取組については、令和7年度又は8年度における対応であるため、令和6年度以前に連作障害を回避する取組を実施した場合は対象になりません。